

平成27年鞍手町議会第1回定例会会議録（第3号）						
平成27年 3月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月11日 午後1時00分			川野高實		
	閉 会 開 議			議 長		
	平成27年 3月11日 午後4時05分			川野高實		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	11	宇田川亮		12	岡崎邦博	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月11日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第4号 議会の議決事件に関する条例
- 日程第3 議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
- 日程第4 議案第6号 鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例
- 日程第5 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第10号 鞍手町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第23号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第24号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第25号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例
- 日程第26 議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例
- 日程第27 議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例

- 日程第28 議案第30号 鞍手町一般職職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例
- 日程第29 議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第30 議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第31 議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第32 議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第33 議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第34 議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第35 議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第36 議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算
- 日程第37 議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第38 議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第39 議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第40 議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第41 議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第42 議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費
特別会計予算
- 日程第43 議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第44 議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第45 議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第46 議案第48号 鞍手町道路線の認定
- 日程第47 議案第49号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
- 日程第48 議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定
- 日程第49 議案第51号 財産の取得(追認)
- 日程第50 議案第52号 財産の取得(追認)

平成27年3月11日（第3日）

開議 13時04分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第3号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回、子どもの医療費支給事業も過疎地域自立促進特別事業で行うということですが、これも事業の財源としては、過疎債を充てるということでのいいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この子ども医療費支給事業につきましては、過疎債の特別事業分、いわゆるソフト事業分の対象事業として上げるために計画に計上しております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回の過疎地域自立促進計画は27年度で一応終了すると、28年度から5年間については延長するという事になってはいますが、こういったソフト事業についても延長の対象になるという認識でいいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

過疎計画につきましては、いま質問議員さんがおっしゃったように、計画が27年度までとなっています。28年度以降の計画につきましては、平成27年度中に県の方から指示がありまして、作成に着手するというスケジュールになっております。

この対象事業につきましても、ソフト事業を従来どおり対象に上げて行きたいというふうを考えております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここ2～3年、過疎債の起債については一律20%ぐらい減額するというようなこともおこっています。そうした場合、非常に住民に直接係わる事業でもありますが、これはたられ

ばになって申し訳ないのですが、27年度も減額になるというようなことも想定されるのですが、想定されたときの対処についてのお考えはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

当然国の過疎債の枠がございますので、それによって枠を超えた分については、当然一般財源に充てるとか、また別の起債を充てて対応するというふうな対応になるかと思えます。

因みに、平成27年度の地方財政計画の中では、平成26年度が国の財源としては3,600億円だったものが、一応今計画の中では、27年度は4,100億円、26年度から比べますと500億円増額となったように計画されております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回いろいろと計画があるので、今年度の計画の全ての額、それから見込みについて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成27年度の過疎債の事業費全体としましては、対象事業としては10億6,467万5千円というふうになります。その内の過疎債が充当できる部分については、3億8,780万円というふうになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第3号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第3号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第4号 議会の議決事件に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第5号 鞍手町教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、教育長の勤務時間等が特別に条例で制定されるということで、具体的にどういうふうに替わって行くのか分かれば教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今までの教育長は一般職と位置づけられていたため、地方公務員法第35条により職務専念義務が課せられておりました。

今度、特別職になったことで同条の規定適用から外れることになり、新たに条例により職務専念義務の特例を定めることとなりました。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一般職から特別職ということで、具体的にいままでの勤務とどういうふうに替わって行くのかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

新教育長は特別職でありますけれど、新教育長の職務については、現行から変更することを想定しているものではありません。そのため、新教育長につきましても、現行どおり常勤とされ職務専念義務が課されており、具体的な勤務時間を特定する必要があると考え、このように制定するものであります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第6号 鞍手町子どものための教育、保育に関する利用者負担額を定める条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるというふうになっています。

利用者負担が、制定することによりどう替わるのか、それとも現行どおりなのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

現行の保育料、新しくは利用者負担額につきましては、現在と同じ、同様な金額として制定するようにしております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一応、現行どおりで行くということですね。

もう一つ、第4条に、町長が災害その他の理由により、特に必要があると認める時は、利用者負担額を減額し、または免除することができるというふうになっております。

災害はわかりますが、その他の理由というところで、例えばリストラされたりだとか、廃業したりだとか、いろいろなことで特別に収入がいきなり無くなるというようなことも考えられます。そういったものも含めて、その他の理由にあたるのかどうかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

減免につきましては、災害等と議員さんがおっしゃったように、災害の他には大幅な事業等によりとか、病気によって収入が大幅に落ちてしまった場合も、それが規定に該当すると認められたときということで考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のところなんですが、ご説明がありましたけれども、どうもまだその他の理由というの

が定まっていなような感じを受けました。

その他の理由とは言いながら、その他の理由はどういうものかとうのをもう少しきちんと定めておかないと、町長の裁量だけでその他の理由に当たってしまうということにもなりかねないと思います。もう少し具体的に定めるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

町長に代わって、ご懸念についてお答えいたします。

これにつきましても、しっかり、どういったときには、こういった減免になるということ、しっかり定めてからご呈示したいというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第7号 鞍手町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第8号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第9号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この中に、鞍手町まち・ひと・しごと創世総合戦略推進委員会というのが新たに創設されるということですが、これは地方版総合戦略ということで、国が指導して、これは努力義務ということですが、おそらくは全自治体がこれを計画するだろうということですが、

提案説明の時に、町長が第5次総合計画をまた策定するというようなこともおっしゃられていました。これと整合性がとれるのかどうかということも含めて教えていただきたいと思えます。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

いま、宇田川議員がおっしゃいますように、平成28年度から新たな第5次の総合計画を策定しなければいけないこととなっています。

それは平成27年中に策定するというので、関係予算も今回計上させていただいておりますけれども、今おっしゃいましたように、この総合計画の策定と地方版総合戦略、いわゆる鞍手町版の総合戦略ということも策定しなければなりません。

ここは、関連がありますので、いま担当課としては、総合計画の中に総合戦略を網羅したような形で作成できればというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

総合計画の中にこの総合戦略を入れるということですが、総合計画自体は別の委員会で設けて、これはまた新たに推進委員会を作るということですので、そこはまた人が同じなのかどうかということもありますけれども、そういうことが出来るのでしょうか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いま、おっしゃいましたように、この委員さんもかなり多くの部分で重複してなるような形になると思います。

ただ、鞍手町の最上位計画としましては、総合計画が最上位計画と位置づけになりますので、その中で動く総合戦略という形になってくると思っております。ですので、基本的に策定の段階では総合計画の場合については、総合計画の審議会となっています。これは諮問機関となっています。

まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、今のところ名称としまして、総合戦略推進

委員会という形にしておりますので、それぞれの委員会の位置づけが若干違うと思っておりますので、別々には動いて行くと思っております。ただ、委員さんとしては重複される方は多々あると思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

総合戦略を策定するということになっていきますので、こちらが先に戦略を練って、策定して、それを総合計画に盛り込むという形になって来るのではないかとと思いますが、この総合戦略を策定するに当たって、地方人口ビジョン、将来推計と展望を策定の中に盛り込むということになっていきますが、総合計画でも同じような形になるのでしょうか。

すみません、3回目なのでもう一つ聴いておきます。

この中で地方が勘案することを求められている国の政策分野ということで4つあって、その4番目に、時代にあった地域づくり及び地域と地域の連携というのがあります。その地方での拠点づくりと連携の形成が示されているということですが、例えば、国が東京、関西、福岡を国際競争力に勝ち抜く世界で一番ビジネスがしやすい都市というような指定を行っています。

国が示す4つの形について、特に4番目の拠点づくりについて、鞍手町としてどういうふうに考えているのか、また拠点づくりとしてはそんなに考えていないのかということも含めて、この総合戦略をどういうふうに策定するのかというのを教えていただきたいと思っております。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この4番目の課題につきましては、大きい分野では、例えば福岡県の北東部の拠点という形で、北九州市を中心地として17市町でやっている部分もございます。

近隣では、直鞍地域の一部事務組合という形で近隣でやっているものもあると思っております。

今後、この広域で取り組んで行く事業というのはあると思っておりますので、それは積極的に広域で取り組めるものにつきましては、取り組んで行きたいというふうに考えておりますし、計画にもそのような形で盛り込んで行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここで附属機関が新たに3つ設置されることですが、その人数と、どういう方を人選されるのか、その人選の中身についてそれぞれお願いします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

私は担当をしております、まち・ひと・しごと総合戦略推進委員会の部分についてお答えさせていただきます。

一応、委員の構成としましては20名以内ということで考えております。その内5名は行政職員を委員として選任する予定です。後の15名は、住民代表、公募委員ですとか、議会から選出していただきたいということと、それから、これには産、学、官、勤、労といういろいろの分野がございますので、その分野から、産業界では商工会だとか、JAそれから、鞍手町工業団地組合等からの委員を選出していただきますだとか、金融機関につきましては、地域の金融機関等から委員として選出していただきたい。

それから労働関係につきましては、町内の企業等の労働組合等からも委員さんを選出していただけたらというふうに、事務局としては思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

都市計画マスタープランの策定委員会についてお答えいたします。

委員については学識を有する者、関係行政機関の職員、これは直方県土整備事務所と、後は町内の関係団体、これは区長会とか社会福祉協議会或いはPTA、商工会、農業協同組合等々が一応ありまして、残りが行政職員ということで、関係する行政の職員ですがこれを5名ほど予定しております。今のところ12名程度ということで考えております。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

地域包括支援センター運営協議会の委員の構成は7名と考えております。

委員の構成につきましては、医療関係、介護関係、居宅支援事業者と、後は近隣養護相談業務等を行う関係機関としまして、民生委員児童委員協議会の代表、社会福祉協議会の代表、在宅介護支援センターの代表、介護保険の被保険者の代表として老人クラブ連合会の方からお願いしたらよろしいのではないかと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま3つの附属機関についてお答えをいただきましたけども、その3つともの中に公募の話というのが1つもなかったのですが、公募による委員1つだけですね。

3番目のまち・ひと・しごとは公募するというのですが、それについては公募は何名かをお尋ねします。

後、マスタープランについては、公募のお答えはなかったので公募はしないのかどうか、また、地域包括支援センター運営協議会にしても、介護をする人ということで公募があつて

もいいかなと思いますが、その辺についてのお考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

総合戦略の推進委員会につきましては、今のところ公募につきましては2名程度というふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

都市計画マスタープランの策定につきましては、平成11年度に策定したものの見直しという段階でございます。

平成11年度につきましては、ワークショップ等々で根本的なものをつくっておりますので、そんなに大幅な見直しということにはならないと思いますので、今回は公募は一応しないと。

その代わりに、既に住民アンケート等はっておりますので、その意見を十分に都市計画マスタープランの見直しに反映したいと、このように考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

現在のところ、介護保険の被保険者の代表というのは、65歳以上の方であればどなたでもということになりますけれど、一応公募ということでは現在は考えておりません。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第9号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第10号 鞍手町行政手続き条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

行政指導の中止等の措置をとることができるということで改正されているわけですが、具体的にどういうふうなことなのかというのを教えて下さい。どういうことが考えられるのか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

中止を求めるということですが、法令に違反する行為の是正を求める行政指導ですね。その根拠となる規定が、法律におかれているものに限るのですが、その相手方は当該行政指導が、当該法律に規定する要件に適合しないと思われるとき、そのときに行政指導した行政機関に対してその旨を申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることが求められることができるということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第10号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第11号 鞍手町職員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第11号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第12号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第12号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第13号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第13号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第13号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第14号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第15号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第16号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例等の特例を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第17号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を

議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第18号 鞍手町職員退職手当基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第19号 鞍手町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第20号 鞍手町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、通院が小学校6年生まで、入院が中学校3年生まで無料化になるということですが、これ自体は歓迎されることなのですが、施行の日付けが10月1日からというふうになっております。

これが4月1日からできない理由は何なのか、また、もう少し早めにはできないのかということをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

10月1日からの施行となっておりますけども、実はこれシステム改修の関係で、どうしても早くできない理由がございまして、この件につきましては、町長からも4月1日から実施したいという意向がありましたけれども、どうしてもシステム改修が間に合いませんので10月1日からの実施ということになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

システム改修で半年係るということですか。もう少し早くできるのではないだろうかというふうに思うわけですが。周知徹底の部分もあるでしょうけれども、できるだけ1月でも早くできるならやっていただきたいという思いで質問していますが、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

ご指摘は分かるのですが、役場の中のシステム改修を、私の方も一生懸命交渉しましたが、どうしても半年係るということでしたのです。それと国保連合会が概ね2ヵ月ぐらい係ると、その間に医療機関等にも周知はする必要があるのですが、どうしても最大の原因はシステム改修が係ってしまうということです。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第21号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第21号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 1 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 0 議案第 2 2 号 鞍手町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 1 議案第 2 3 号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 3 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 2 議案第 2 4 号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 3 議案第 2 5 号 鞍手都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 2 5 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第25号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第26号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、浮州公園野球場の貸与申請があったということから、この浮州公園の施設の項を削るということですが、まず、貸与申請はどこからあったのか、そして1年間独占的に使うのか、そしてその利用料はどうなっているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これは、町長の提案説明でもありましたように、折尾愛真高等学校からの申し出が 있습니다。具体的には、本年4月より女子の硬式野球部が創設されるということで、これの利用についてということで申し出が 있습니다。

年間の利用につきましては、平成24年度で累計で140件でございます。平成25年度が113件ということでございます。

使用料収入につきましては、平成24年が19万3,200円、平成25年につきましては15万9,600円ということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

使用料におきましては、固有財産になりますので固定資産税相当額として、年間約30万を今のところ予定しております。

契約はしますけれど、当然学校の部活で使いますので平日の昼間とか、今でもそうなんですけど昼間とかはジョギングされたり、散歩されたりする方がいらっしゃいますので、そういう方は自由に今まで通り使っているということを、折尾愛真とはそのように話はしております。部活に使う時間帯になりましたら折尾愛真が使うようにはなっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

年間30万ということで、今までの利用件数と使用料の収入からすれば若干高くなるのですが、ただ一番気になるのが、平成24年で140件、25年で113件の利用件数があっ

たということで、特に町内の利用者が部活の時間帯、特に土日、祝日が使えなくなると。

おそらく、いろいろな大会だとか、ソフトボールだとか野球だとかもあっていたのではないだろうかというふうに思うのですが、其方の影響をどう考えているのかというのを教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

言われましたように、利用につきましては殆どが休日の土曜日、日曜日で、平日の利用は全く0でございます。そうは言いながら利用者はございます。

その利用者につきましては、今後は鞍手町立野球場を利用させていただいたり、近くには豊翔館のグラウンドも利用出来ますので、そちらの方もご案内をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それは、今までもあったわけですが、それでも尚且つ場所が足りないだとかということで浮州の野球場も使っていたのではないだろうかというふうにも思うわけです。

その部分がまた場所が取れない、どうしようかというような、特に大会とかとなったらいろいろな場所で一度にやらないといけない状況なので、豊翔館だとかがあるにしても、今までもそういうふうになってたと思うのですが、そこはやはり考える必要があるのではないかというふうに思うわけです。

町長は北中のグラウンドとテニスコートも貸与するというような話もありましたけれども、そういうものも含めて、町民が交流する場、スポーツに勤しむ場ということは、やはり減らすべきではないんじゃないかなというふうに思うわけです。

例えば、折尾愛真の女子野球部が何かの試合で別の場所に行くといった時に、そこは使ってもいいですよ。土日、祝日とかということがあるのかどうかも含めてもう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

硬式野球をする関係で、グラウンドの整備に関しては折尾愛真が全て管理するとは思っております。

特に硬式野球ですので整備しておかないと、まして女子の公式なのでいろいろな人が来られて、そこで野球をされれば危険が伴いますので、野球に関しては浮州の公園の野球場では

出来ない。

先程申し上げましたように、ジョギング、散歩とかは住民の方は使っていると。野球に関しては、先程教育課長が答弁しましたように、町民の野球場、豊翔館をとということでご案内してもらうようにはお願いしています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

具体的な契約の中身をもう少し教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まだ具体的に煮詰まった契約書まではいっていませんので、そこがはっきりと、きちっとした形で文面が出来ましたら担当課の方からでもお見せできると思います。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

浮州の野球場については町の持ち物でもありますので、例えば、今整備は折尾愛真の方ですということでしたが、万が一事故が起こったりとか、グラウンド整備とか、不備によって事故が起こった場合何処が責任を取るかと、いろいろそういった細かなことも契約の中に入れておかないと、最終的に所有者である町の責任を取られるということにもなりかねないと思います。

その辺を一番危ぐするところです。と同時に契約期間についても、1年の更新なのか、または長期に渡っての契約になるかによって、先程質問もありましたように、町民の方達の本来財産でもありますので、町民の方達の利用にしわ寄せが行くということは本来行政としてあるべき姿ではないと思います。

そういった意味からも、契約は、私は1年の更新というような形がいいのかなというふうには考えています。そういったことも含めてお尋ねをしたわけですが、契約の中身が決まりました時点で議会の方には報告をいただきたいと思いますがいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重な意見ありがとうございます。いま岡崎議員がおっしゃいましたことはしっかりとこちらも検討課題といたしまして、契約条項に取り組んでいきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第26号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第27号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

27号から30号までは関連する部分だと思いますが、この特例を設けた理由を確認の意味でもう一度聴きしたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

お答えいたします。

この特例を設けた理由は、1つには公金横領事件があったということと合わせまして、行財政改革に資するという2点の項目があったというふうに記憶しております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

特例を排除することによって額がどのくらいになるのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

議案第27ですけれど、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の特例を定める条例に関しては、この条例自体が平成21年度の報酬の年額を100分の50に乗じて得た額を念じた額となっておりますので、これは既に平成21年度に過ぎておった条例なので、今、現在にはこれに影響額というのはありません。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第27号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第27号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第28号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例等の特例を定める条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第28号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第29号 鞍手町特別職の職員等の期末手当の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第30号 鞍手町一般職の職員等の給与の特例に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第30号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第29 議案第31号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の18頁をお開き下さい。

2 款 総務費について、18 頁から 21 頁まで質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11 番 宇田川 亮君

19 頁の総合戦略策定アドバイザーなんですが、先程も触れたのですが、これは15 年度中に総合戦略を策定しないといけないということですから、アドバイザーというところが出ていますが、全自治体がこういう形でアドバイザーを入れるのではないだろうかというふうに思いますので、どういった方をアドバイザーとして呼びするのか。

鞍手町独自の、他と似たり寄つたりの総合戦略を創るのでしたらアドバイザーが必要なのかなというふうに思うわけですし、その辺、どういう方をアドバイザーとして呼びするのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

このアドバイザーにつきましては、いま現在具体的にどのようなアドバイザーというところまでは決めていません。

ただ、いまおっしゃいますように、今回総合戦略を策定するに当たり、なかなか難しいところがございますので、その辺は、そういう専門的な知識を持たれているような方にアドバイザーとして入っていただきたいというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11 番 宇田川 亮君

なかなか難しいということですので、これを呼ばないことも含めた、呼ぶのは必ず呼ぶのですか。他と似たり寄つたりのような戦略を立てるのでしたら、30 万円という額ですけれども、ここで、例えば公募して、町民の智慧と力でそういった戦略を策定した方がいいんじゃないだろうかというふうにも思うわけですが、その辺もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

国が求めているように、各自治体で智慧を出し合って総合戦略を策定しなさいということになっておりますので、いま質問議員がおっしゃいますように、そういう人材の方がいらっしゃればそういう方法もあるかと思えます。ですが、今のところは、それなりの専門的な知識を持たれた方をお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11 番 宇田川 亮君

分かりました。

次に、20頁も総合戦略の関連なんですけれども、分析業務委託料ということですが、どこにどういう委託をするのか、どういう分析をするのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この総合戦略の調査分析の部分ですが、これは主には人口ビジョンを策定する段階での調査委託料になるかと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

人口ビジョンを出すのにどういう調査をするのか、どういう調査をされて、どういう分析をされるのかというのが、どこに業務を委託するのかというのも含めて、よく分かりにくいのですが。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この人口分析につきましては、町内、これまで例えば国政調査のデータから流出人口、それからこの市町村に流れていったのか、また、町内に入って来ていただいている住民の方が、どこから入って来られたのか、またどういう職業の方が入って来られたのか、いろいろな分析については国がビックデータという膨大なデータを提供して、それを基に各自治体でそれぞれ今後の将来人口を推計しなさいというふうになっていますので、そういうデータを分析するということになります。

具体的にこの業務委託先については、まだいろいろ専門とする業者さんからいろいろオハ一はいただいておりますけれども、その中で当然選考して行きたいというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

それでは次に、その下の具体的に、町長の提案説明で総合戦略を先行的に実施というようなこともありましたけども、これがそういうことなのかなというふうに思いますが。

1度に聞きますが、トライアルワーキングステイだか、移住、定住イベントとか、どういふことをやるのか、具体的に構想みたいなことがあれば教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まず、トライアルワーキングステイ事業なんですが、これはいわゆる鞍手町お試し居住をしていただくという事業になっております。これは県と県内8市町村で協議会を作りまして、そこで一緒にやると。

東京圏の大都市から鞍手町の方に3ヵ月間お試しで住んでいただくと、そして住んでいただいた方については、その仕事の体験レポートや鞍手町に関する情報発信をブログやSNS等で発信していただくという事業になっております。

空き家バンクシステムの委託ですが、これにつきましては、27年度中に空き家の実態調査を行いたいというところで関係予算を上げております。

定住イベントにつきましては、鞍手町に定住促進のピーアールをするための事業費として上げているものでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

トライアルワーキングステイといっても、3ヵ月間鞍手町に住んでいただくということですけども、そういう方が居られるのでしょうか。どういうふうにするのかということ、その費用、鞍手町のどこに住むのかということもよく分かりませんし、それから移住、定住イベントのピーアールといっても12万円の予算しかないわけで、イベントと聞いたら全体で何かやるのかなというふうにも思ったのですが、それも含めて12万円という形でよかったのかどうかを含めて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

まずトライアルワーキングステイの居住者の募集につきましては、県と県内8市町村合同で東京圏の方にそういう公募を行うということになっております。

その方々につきましては、まず各8市町村が空き家を探して、その空き家に住んでいただくと、そして3ヵ月間の簡単な仕事を各市町が探して、それに従事していただくと。

一番いいのは鞍手らしい仕事についていただく、そしてそこで体験レポート等を情報発信していただくというところが一番、この計画の求めているというか目的なところでございます。

いま、空き家と仕事については調査をしている段階でございます。この事業としましては、実際に住んでいただく時期というのは、本年度の10月、11月、12月の3ヵ月間を予定しています。

主には2組、家族の方もいらっしゃるかも知れませんが、2組は3ヵ月間で住んでいただくというふうな事業になっております。

次に、移住、定住イベントにつきましては、イベントブースの出店料という、9月の中旬

に東京の方で町一、村一フェアというのが開催されます。そちらの方で、全国から町、村が集まったフェアが行われるのですが、そこで出店のブース費用というふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

18, 19頁の鞍手中学校の太陽光発電事業の委託料と、その施設使用料が減額になっておりますが、その理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

太陽光発電の使用料ですが、当初発電事業が10月からの開始で予算を計上しておりましたが、最終的に発電開始になったのが今月の2日からとなりましたので、それまでの太陽光パネルの使用料等の不用額として減額しております。それに伴って、歳入の方も減額となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、21頁～26頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

25頁の健康増進事業ですが、この健康増進事業委託料が516万円ほど減額されておりますが、その理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

減額の理由ですけれども、これはガン検診、クーポン事業の受診者が減少しまして、その分の減額となっております。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

5款 労働費から8款 土木費について、26頁～30頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

26頁の労働費で、緊急雇用創出事業の基金事業委託料なんですけど、370万円ほど減額になっております。折角の事業なんですけど、できるだけ雇用創出に繋がる事業を行っていただ

きたかったというふうに思うのですが、この理由についてお尋ねします。

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

福岡県より内示通知のありました平成26年度の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、いわゆる地域人づくり事業なのですが、この補助金については雇用拡大プロセスと、処遇改善プロセスの2つの配分の枠がありました。内、350万円につきましては、処遇改善に充てなさいということでした。

当該の地域人づくりの事業につきましては、町内企業等に企画提案方式による事業の募集を行いまして、内、雇用拡大事業につきましてははくらはて病院より応募があり、これを採択し、いま実施しております。

しかし、処遇改善事業につきましては3度の応募、7月、10月、今年の1月に広報やホームページで応募を試みたところが、やはり応募がなかったために雇用拡大事業の健康契約に伴う減額分と合わせまして、今回この分を減額しております。

この理由としましては、やはり処遇改善とは言いながら、直接賃金の上乗せに充てるわけにはいかず、間接的に賃金の引き上げの効果なる事業をやって下さいということでしたのですが、なかなかこれに見合うような事業提案がなかったと、或いは、するのが難しかったということ応募がなかったのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

次に、27頁の商工費です。

地域経済活性化支援事業費の中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

これは地域経済活性化支援事業費ということであげていますが、いわゆるプレミアム商品券の発行でございます。今回交付の内示が地域住民生活等の緊急支援のための交付金、これを活用いたしまして、平成27年度に一般商品券を2回に分けて1億5千万円。それからリフォーム券を7千万円、合計の2億2千万円分販売することを予定しております。

プレミアム率は20%を予定しておりますので、発行総額は2億6,400万円となります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

実は前回のリフォームの方でなく、プレミアム商品券の方なのですが、地域地域によって違うのですが、何時この商品券を売り出しますよというのが1日か2日前に届いたところがあるのです。全然気づかないで商工会の前にズラーと列が出来ていて、あれは何で並んでいたのだろうかというような声をたくさん聞きました。

実はあれはプレミアム商品券の発行で並んでいたのですよというようなお話をしましたけれども、これは商工会との協議もいると思うのですが、できるだけ多くの町民の方にそういうものを利用していただきたいということで、特に、あそこの道にズラーと並ぶようなことがないように、今は歩道が出来ていますが、当時は歩道が出来ていませんでしたし、車道にズラーと並ぶようなことにもなっていましたから、場所とか、周知期間だとか、いろいろなことを話す必要があるというふうに思うのですが、その点について、何か改善策等があれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

いま宇田川議員さんが言われているのは、おそらく25年度だったと思いますが、26年度については、警備員等を付けて、くらの里の方で日曜日に発行いたしました。

そこら辺がちょっと改善されたのではないかと思います。

○11番 宇田川 亮君

2回目の分です。

○地域振興課長 立石 一夫君

2回目は追加発行の分がそちらだったと思います。済みません、失礼しました。

今年につきましては、発行時期については、いま商工会と協議中ではありますが、5月中旬ころの予定を考えています。

事前周知が行えるように、4月の遅くとも1ヵ月前ぐらいにはポスター、或いは広報紙、チラシ等でお知らせをするようにしたいというふうに考えています。

それから、発行場所についても、前回追加分が商工会ということでご迷惑をかけたと思いますが、基本的には駐車場のあるくらの里とか、そういった場所で追加発行も行えるように商工会と十分協議をして行きたいというふうに考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じく商工振興費のところ、町おこし事業委託料500万と特産品宣伝広告委託料100万がありますが、その中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

先程から、まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる事業を先行してやるということで、その中の政策パッケージの目標の1つに、地方に仕事をつくり安心して働けるようにすると、この目標を実現するために、町の誇れる農業資源等を活用して、付加価値の高い特産品を作り出したり、町の観光資源を洗い出し、磨き上げて魅力ある観光地域作りに取り組もうということで、この町おこし事業を先行して実施するように計画しております。

具体的には、町の特産品である鞍手ぶどうの知名度を上げ、より親んでもらうために、今までになかったぶどう狩りが出来るような観光農園を試験的に開設したりとか、或いはまち出身のお笑い芸人により、関東周辺に鞍手町を含めた特産品のピーアールを行ってもらったり、或いは町内の観光拠点とか、交通拠点にW i - F i を設置したり、或いはぶどうやたまご等を使った農産物の開発、特産品作りといったものに取り組むようにするための予算として計上しております。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま具体的にはお答えいただきましたが、町おこし事業の委託料の500万がどれなのか、特産品宣伝広告委託料100万がどれなのかが混同してよく分からないので、もう一度お願いしていいでしょうか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

それでは予算項目別にお答えいたします。

まず、町おこし事業委託料が、今回の町おこし事業については一過性で、補助金がなくなれば終わりというものでは当然困るもので、最終的には核となる組織が自立して収益を得られるような事業展開を図っていく必要があるというふうに考えております。

そのために、事業全体をプロデュースし、する他の自治体でも実績のある専門業者に全体のプロデュースを委託するといことは効果的であるというふうに考えて、町おこし委託料を計上しております。

特産品宣伝広告委託料については、先程申しましたお笑い芸人さんを活用して、よしもとクリエイティブ・エージェンシー、吉本興業さんですが、ここと委託契約を結び、観光大使等に任命して各種イベントで特産品を中心とした町をピーアールしていただく。これは年間を通じてやっていただくということで100万ほど計上しております。

最後に、特産品販路開拓事業費、これは補助金という形で出しておりますが、これはぶどう狩りが出来る観光農園の開設、或いは、シンガポール事業のシンガポールにおける販路開

拓、試験販売。

いま九州自動車道のサービスエリアでの特産品の販売、それから先程申しましたぶどう等を活用した特産品の開発事業、これを農業協同組合の方に補助金として支出して、そこで一緒にやっに行こうというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

後ほど聞こうと思ったところまでお答えをいただきましたので、ついでに最後お尋ねしますが、500万の委託料についてはプロデュースをするということで、プロの方にもお願いするというようなことでしたが、具体的にどういうところに委託をするのかをお尋ねします。

また次の特産品宣伝広告委託料は、お笑い芸人、吉本の方に頼むということですが、詳細な契約としては、年間何回、何処にどういうイベントに出るとか、そういうようなところまで決まっているのか、ただ、ポンと投げ渡して宣伝して下さいよ、みたいな形になるのか、その辺はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

また、特産品販路開拓事業費はシンガポールのことも入ってようですし、パーキングの事業も含まれているようですが、その721万円の内訳についてはどうなっているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず、町おこし事業の委託料ですが、これにつきましては、契約の相手方については、まだ正直決まっておられません。今から他の自治体等でそういった実績のある事業者に、プロポーザル方式等で業者を決定するということに考えております。

それから、よしもとクリエイティブ・エージェンシーとの契約の件ですが、これについてもまだ当然細かいことは決まっていないのですが一応月2万程度で、いま言っていますお笑い芸人さんは、関東地区で営業をやっています。終わった後に子ども達にプレゼントという形で風船で作った物を配ったりしております。その時に鞍手町のパンフレットとか特産品のピーアールをしていただくというふうに思っております。

それと、鞍手町の方に来たり、或いは大阪の吉本辺りで、うちが出店した時に一緒にそこでピーアールしていただくと。そういった旅費等は含まれて一応100万ということにしてありますが、これは、あくまでも概算契約ですので、最終的に清算をして、そこに至らなければ実績に応じて返却をしていただくというふうになるかなと思います。

それから、最後の特産品販路開拓事業の内訳でございます。

概算で出したものがありますので、後ほどお知らせいたします。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から11款 災害復旧費について、30頁から33頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

13頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

13頁から17頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

14頁の、先程からの歳入の分です。

地域住民生活等緊急支援のところなのですが、これが国、県を通じてかよく分かりませんが、鞍手町に下りて来たのが、概算額も含めて、おそらく1月末近くだったのではないだろうかというふうに思いますけども、その中でいろいろなところに予算を付けていただいているわけですけども、これを予算付けするのにどういう位置づけといたしますか、ということで考えられて来たのか、急に来た中での補正予算付ですから、その点についてお尋ねしたいのですが。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この国の補正予算に伴います地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金については2種類の交付金がございます。

まず1つは、地域消費喚起生活支援型交付金ですが、これは地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援策等に対する定めとして交付金を使いなさいということになって、この分につきましては、国もある程度例としましては、プレミアム商品券で活用して下さいというような趣旨で通知が来ておりますので、これはこれで使うというふうにしております。

それから、もう一つの地方創世先行方交付金につきましては、これは平成27年度中に策定する総合戦略に於ける仕事、町づくり等の事業で先行的な施策に対する事業に交付金充てて下さいというところで、大きくは、国が示しました4つの基本目標に添った形で、できるだけそれに添うような形でこの予算を編成したというところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

17頁、過疎対策事業債が4,150万円減額になって、過疎対策特別事業債3,500万円ということ、ここの理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の予算書の38頁をご覧いただきたいと思います。

38頁に地方債に関する調書がございます。この中で中段のところ表のところ、当該年度中増減見込み(26年度)というところがございます。

その中で補正分として過疎債のところ、全体で650万、その内訳としまして、まず土木、過疎対策の関係の、イの土木のところ、3,360万円が減額となっております。これは本年度やりました過疎対策の対象事業の道路等の事業におきまして、入札執行残に伴いまして事業費が減額になったことに伴いまして、この過疎債も減額となっております。

それから、ロの消防費の欄のところにおきまして430万円が減額となっております。これは防火水槽の設置に充てた財源でございますが、これも事業費の確定に伴いまして減額になったものでございます。

それから、下のハの下水道事業のところ、3,600万円減額となっております。これも事業費が減額になったことに伴いまして減額となっております。

この3つを合わせまして4,150万円が過疎債の減額となって、17頁の過疎対策事業債ということでマイナスとなっております。

もう一つ、過疎対策特別事業債の方につきましては、通常3,500万円分プラス、更に国に財源が余った場合は3,500万円町の方に来るようになっております。この3,500万円が増額になりましたので、その対象事業としましては総合福祉センターの指定管理料の方に財源を充当しており、これが2,370万円です。

それから、病院事業分輪番制に対しまして、これも充当対象事業として、これで470万円。

それから、大谷自然公園の管理委託料として660万円。合わせて3,500万円にして、この財源を充てております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

16頁の繰入金で財政調整基金繰入金が5億1,600万円とありますが、これは、当初予算に比べても、当初予算が4億6,900万円程で、当初予算に比べても増額をしております。

最終的に、出納閉鎖後に6月議会で最終的なものが出ると思いますが、この財調の繰入についての見通しはどうかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この財政調整基金の繰入金につきましては、まだ今年度分の特別交付税の額が確定しておりません。例年、予算計上から大体7～8千万円ぐらいは多く歳入がっておりますので、その辺も加味いたします。

それから、各予算の執行残等、不用額等もありますので、この5億から具体的な数字は難しいけれども、繰入は減るものというふうに判断しております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

なかなか見通しも厳しいということですが、何れにしても26年度については財調を繰り入れないと予算は組めなかったということになると思います。

中学校を整備したりということで、予算総額も膨らんでいるところはあると思いますが、一方で、先程町長も言われたように、行財政改革もしていけないといけないという厳しい中で、非常に財調の残自体も少ない中で、おそらくは3億以上は、これはどうしても繰り入れて行かないと決算上も立ち行かないというように想定できるわけです。

今後についての、27年度についても当初予算でかなりの繰入があるようですので、今の財調、基金の残高は取りあえず幾らかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この5号補正が成立後といたしました場合に、財調の残は9億5,229万2千円程度になる予定でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここの1年で13億あったのが、やはり4億ぐらいは減るだろうというふうに考えています。27年度はまた後ほど質問するとして、やはりもうちょっと今後は切り詰めた中での、やはり行革を全面に出した中での予算編成が必要ではないかなというふうに思いますが、その辺、町長のお考えをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今年は中学校を建てまして、それに付随する、一般住宅でもそうですが、建てますとそれに対するいろいろな設備等でお金が掛かるということで、多少維持する維持費とか、いろいろな部分においては膨らんだ部分があるかと思えます。

今議員がおっしゃいましたように、当然のことながら切り詰めて、切り詰めて、そして一般質問の中でも申しましたように、優先順位を決めながら今後やっていきたいとそう思うております。貴重なご意見ありがとうございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

休憩 14時37分

再開 14時42分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

次に、日程第30 議案第32号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は民生産業委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第32号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第31 議案第33号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第33号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第33号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第32 議案第34号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第34号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第33 議案第35号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

一般会計から公社の清算終了ということで、横領されてかんがい基金の方に戻すということで一般会計からその分をかんがいの会計の方に入れたということでしょうけども、今までこうやってかんがいの基金の方に。公社の分ですね、すみません。

今まで入れた分があると思いますけども、総額がどのくらいになったのか、残りはどうして行こうと考えているのかというのをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

前回補正予算で、宗春用地が県道の方に係りました。その金額をちょっと覚えていませんので、その金額と今回の1億1,400万円程の分を基金に積み立てております。

詳しい数字は覚えていませんので、後ほど報告させていただきます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この間の宗春用地の分と合わせた分でしょうけども、それでも旧宮本学園に使ったお金というものは全然足りないわけで、今後、この分はどういうふうと考えているのかというのを

お尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

当時は旧宮本学園が売れたら、その分をお返しするというふうな形で答弁されたと記憶しております。今回、旧宮本学園の用地は鞍手中学校ということになってしまいました。

そのことで鞍手町にございます南北中学校も含めまして、公共の公有地が売れた段階で、これがかんがい基金の方に入れるかということ考えて行きたいなというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第35号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第35号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第34 議案第36号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第36号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第36号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第35 議案第37号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第37号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第37号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第36 議案第38号 平成27年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けいたします。

事項別明細書の31頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、31頁から50頁質疑ありませんか。
次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、50頁から76頁まで質疑ありませんか。
宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

52頁の国民健康保険の特別会計繰出金7,018万8千円というふうになっていますが、この中身を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

保険健康課長。

○保険健康課長 長友 浩一君

お答えいたします。

国民健康保険の特別会計繰出金の中には、事務費等の負担金としまして2,376万6千円、そして、いわゆる法定外繰入としまして1,053万8千円、出産育児一時金として728万円、財政安定化支援事業として2,860万4千円ということで、昨年度より607万8千円増加したような状況となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

小竹町の法定外繰入も2千万出しているのです。鞍手町の場合は、ここ数年単年度赤字が続いています。それでもやはり町民の支払う国保税については高いということもありますから、法定外繰入の分を是非とも増額して、国保税の軽減に努めていただきたいというふうに思いますけれど、町長の答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。出来ればそうしたいのですが、今のところ、これは町の単費になりますので、今後出来る限りいろいろところで節約をいたしまして、そしてそれに充てて行きたいとそうように考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今度の政府の予算で、今まで国保連合会に県が纏めて30万円以上のレセプトについては国保連合会に審査してもらっていたということから、今度の予算では、1円以上のすべてのレセプトを国保連合会にやるということもあります。

これは都道府県の一本化、福岡県一本化というようなことも睨んでのことなんですが、それは法定外繰入をできるだけ減らしてということなんですね。ですけれども、この度の予算案で法定減免の拡充を見越して、政府で1,664億円ですか、予算が付いています。

これは減免の割合を変えるとというようなこともあって、国保税の負担を下げるということもありますから、そういう財源も使って減免の規定を変えとかをして、そういうことで国保税の引き下げにも是非取り組んでいただきたい、研究もしていただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

議員がおっしゃいましたように、そういったことを加味しながら今後取り組んでいきたいとそうふうに思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、76頁から82頁まで質疑ありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

82頁ですが、日本自治体シンガポール事業運営費の144万円ですが、これはシンガポールの事務所経費だと思います。

この事務所を開設して2年ほどになりますけれども、現在までの新たな実績というか、どのような実績が上がったかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

25年の10月に開設いたしまして、鞍手の場合はやはりASEAN地区に売り込む物としては、やはり特産であるぶどう等売り込んでいったというのが一番の実績でございます。昨年の8月に特産品ぶどうのフェア、それから向こうの楽天、シンガポール楽天というのが25年12月にオープンしましたので、それに試験的ではありますが、インターネットショッピングで登録させてもらって、それで売り出したというのが一番です。

先程言いました観光という視点で、内の方に観光農園のようなものが出来れば、それも含めて今事業メニューを作っていると、商品を作って行くということで現地とは今検討しているという段階でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

特産品としてぶどうの売り込みをしたということですが、事業費としては144万円ほど上がっているのですが、ぶどうはシンガポールで大体いくらぐらいの売上があったのですか。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

いま定かな数字は持っていないのですが、現地での販売価格は30万代だったかなと思います。大体日本で売る金額の2倍ぐらいの価格で最低でも売れたのではないかと。最終的には、時間が経ったものはディスカウント等をしたものですから、正確な数字は掴んでいないのですが、時間内にちゃんと売れたということは記憶しています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の26年度の中でもお尋ねしましたが、生産者の方に市場調査に行くということで、26年度でもシンガポールには100万円ほどの予算が付いていると。それはおそらく27年度の繰越明許で使うのだらうと思うのですが、何れにしても204～50万円ほどの費用を掛けていますし、町長も何度か渡航もされるでしょうし、総額にすれば300万円を超えるような事業費になると思います。

先程も財調のところでお話しましたが、非常に厳しい予算編成になっているようです。そうした中で実績があまり上がっていないこの事業について、町長はどのように捉えているのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今、議員がおっしゃいますように、鞍手町の特産品というのが、今のところ輸出をやれたのはぶどうだけなんです。それで実質、いま立石課長が申しましたように、向こうでの販売ベース、金額というのはそんなに大きくはないのですが、ただ1つは鞍手町が武雄市を中心にシンガポール事務所を持って輸出をやったということの新聞報道やNHKの特集やいろいろ報道がなされました。

それによって逆に、これは私が1つは目論んでいたのですが、国内でかなり鞍手ぶどうとしての名前ブランドの価値が少し生まれて来たのではないかとということが1点と、それと隣の市の宗像市の市長ともお話をさせていただきまして、宗像市に道の駅がございます。か

なり売上の高い道の駅なんです、そこにも2日間出店をさせていただきまして、2日間で370キロを完売したということで、私はある意味目論見通りだったなという思いが、輸出をすることによって日本でいろいろマスコミに取り上げていただいて、国内である程度ブランド化をして販売が出来たということにおいては、良かったのではないかなと思っております。

それともう1点、今後の経費的なものをおっしゃいました。これも、私も冒頭に言いましたように、ぶどう1つだけでそれだけの経費を今後見て行っていいのかという部分においては、当然費用対効果を今後は考えていかなければいけないのではないかなと、それは重々考えております。

27年度はその辺のところもしっかりと踏まえながら検討して行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

同じ項目ですが、ECサイト構築支援で50万ほど上がっていますが、その中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

これまで鞍手GTS、旧SGということでやってまいりましたが、これにつきましては、一応26年度末をもって閉鎖するというふうに決めまして、その代わりに事業者自らがインターネットショッピングを始めたり、或いは現在展開しておりますインターネットサイト、これをスマートフォン向けに拡充したりとか、或いは2店舗目を開設したり、そういったことをする際に、直接補助という形で助成をして行こうということで制度を設けるものです。

具体的には、事業費の2分の1、最高10万円までを補助するというふうに考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、82頁から91頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

85頁の六田川治水対策検討委員会が毎年のようにあると思いますが、これも政府の予算なんです、新年度予算でも1兆円を超える防災対策費というのが付けられています。

広島県で昨年起きた災害も県の砂防予算が10年間で3分の1に減っていると。そういっ

た中で起こった災害です。

主には、この1兆円を超える予算というのは、東日本大震災の復興というのでもありますけれども、それでも鞍手町でいえば六田川の治水対策というのが一番重要なところでもあると思います。何とか、予算が付いている内に抜本的な対策を練る必要があるのではないかとというふうに思いますが、その辺町長の考えをお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃいますように、これは本当に何とかやらなければならないと、私もかねてからずっと思っておりますし、いま実際のところ県と国会議員の先生を通じましていろいろと、それとインターチェンジがあそこに出来ました。今月の29日には橋が開通になります。そうなりますとやはり、いろいろなところから車がインターを目がけて入って来ようかと思っております。

その中において、当然六田川の反乱というのは鞍手町にとっても大きな不利益になるという思いがありますので、いろいろな部署なり、国、県、国交省なりの智恵をお借りしながら今進めている状況であります。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、92頁から111頁まで質疑ありませんか。
岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

99頁、中学校の教育振興費ですが、18節に図書購入費が51万7千円上がっています。この27年度から中学校は1校になっていますが、この額、申し訳ないのですが、私は26年度以前のを調べてこなかったのですが、2校分あった時よりも少ないように思うのですが、その辺は前年度と比較して如何でしょうか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

これは、前年度に比べましてかなり減っております。これにつきましては、すみません、いま資料を持ち合わせておりませんので、後でお答えをさせていただきます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私が調べてくればよかったのですが、調べる時間がなくて調べていないのですが、おそら

く、これ1校分ぐらいの半分ぐらいになっているのではないかと思います。

1校になっているから1校でいいのかというところもありますが、2校を統合して、折角1校なって図書室、図書館といってもいいぐらい蔵書を沢山おけるような立派な図書室になっているというお話も伺っています。

新しい中学校にもなったわけですから、今まで2校あった図書購入費はやはり維持して、1校になったとしても、私は維持すべきではないかと思いますが、そのことについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

いま議員が言われましたように、図書の冊数というのは学校の生徒数と、そういうふうなものについて、ずっと年間的に冊数が決められておりますので、これが1校になったということで割合が減ったということでございます。

ですから、適正にその規模に合わせての購入はしておる予算はあげております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

現在ある蔵書の中にも、最近はちょっと中学校の図書室に行っていないので分かりませんが、蔵書の中にもかなり傷んでいる蔵書も以前は多数ありました。購入費も2校合わせれば大体100万円程度ぐらいの購入費があったというふうに思うのですが、それでもまだ尚且つ傷んでいる蔵書もあったように思います。

先程も言いましたように、図書室自体は立派な図書室になっても蔵書自体が傷んであったり、または生徒さんの興味を引かないような、もう古い図書が並んでいても殆ど図書室としての機能は果たせないわけです。

ですから、私自身はとくに図書については思いでもありますので、先程の厳しい予算編成の話もしましたが、学校の図書については、私は優先的にも拡充すべきというふうに考えていますが、これは町長の答弁を求めたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長、

○町長 徳島 眞次君

私もそのように思いますので、これはまた今後考えて取り組んで行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

15頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

15頁から30頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

15頁の法人税で、前年度に比べて2,300万ほど増やす予算となっていますけども、理由について教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

法人町民税につきましては、いままで均等割と法人税割の内、法人税割につきましては、過去3年間の平均法人税率割から前年度の均等割を除いたところで算出しておったところでございますが、これでやりますと現在の経済動向等がなかなか反映出来ないというふうにも考えました。

それで、現状国は税収が上がってきているのだと発表しておりますが、国が作ります地財計画の中では、地方の法人住民税の法人割については、法人税割の率の変更を踏まえても平成26年度法人税割見込みの94%は見込めるというふうに上がっております。

ただ、これはあくまで国全体を見たところで、鞍手町がそうかということ、そうではないという現状がありますが、ただこの法人税割につきましても昨年の11月末ですが、調定もかなり上がって1億2,600万円程の調停額、そして収入済額につきましても1億2,600万円、99%ぐらいの収納率が上がっています。この両方を考え合わせまして、国では94%というふうに見たところではありますけれども、鞍手町としては法人税割の税率の変更、それから景気の回復が地方まで行き渡っていないということ。

それから、円安による影響を受ける企業もあるのではないかというふうなことを勘案しまして、大体平成26年度法人税割見込みの87%ぐらいを見込んだということで算出したところが1億3,400万円という数字となっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

続いて16頁の固定資産税、これも3,400万円ほど昨年ら比べて高い予算というふうになっていますけど、この理由についても教えてください。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

固定資産税につきましては、1つは算出の中で調定額に対する収納率を用いて算出しておりますが、この収納率が過去10年は95%という数字を使っておりましたけれども、過去6年間、平成20年度から25年度までの決算における収納率を見ますと、大体97%から98%というところ、平均で98.1%という決算状況があります。

これを95%でなくて97%というふうに、決算状況に合わせたところで算出したところ増額になったということです。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

ということは、計算方法を変えたというだけの話ですね。分かりました。

それと17頁の地方消費税交付金、これが約1.5倍ほどになっています。この理由について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この見積につきましては、平成26年度の見積につきまして国の試算の方法に基づきまして、本来26年度の消費税交付金に対しまして3%分が年間分見積もれると。26年度は決算の関係で年間分が見積もれなかった、それが27年度はまるまる1年間見積もれたことによって、それが増額になったということで、この分が増額になっています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

27頁の基金繰入金です。ここで財政調整基金が約4億円ほど繰り入れられています。

先程の27年度の補正予算のときにもお尋ねしましたが、残としては9億5千万ということで、ここで4億取り崩すということになれば、このままいくとすれば基金残高は5億5千万になるという単純な計算ですが、そうなるということでのいいのですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今の補正予算第5号と、平成27年度の当初予算の関連からしますと、議員がおっしゃいますように、繰入金3億9,818万5千円に対しまして、残は5億5,410万7千円という残額になります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今回のこの基金繰入金をみますと、退職の引当金の基金を4,400万円と、まだ減債基金を繰入たりということで、いろいろな基金を取り崩しながらの、非常に苦しい予算編成ではないかなというふうに感じています。

26年度についても、基金を取り崩した分の補填ができないと、最終的にはどうも、実質的には赤字の決算になろうというふうに思います。

今回の27年度を見ましても、このままの状況で行けば財政調整基金残高は5億5千万ということで、非常に先が見通せないような厳しい数字だと思います。このまま、この事業内容も大きく、28年度について変えて行くということもなかなか難しいところもありますので、基金が枯渇する懸念も私自身は持っていますが、そのことについて町長はどのようにお考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

そうですね、非常に厳しい財政状況というのは、議員がおっしゃいますように本当に厳しい状況でございます。ただ、私が町長にさせていただきまして2年を経過いたしまして、その間、西区用地、中山用地、この1年間で4社企業誘致が出来ました。

これが3年の減免が終わりましたら収入が上がって来るでしょう。今のところ一生懸命、私の政策の1つは鞍手を儲けさせると、つまり税収を上げるということにおいて一生懸命取り組んでいる最中でございますので、それを今後もしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私自身も町長がご努力をされているということは重々承知をしていますが、ただ税収が上がるにしても、先程ちょっとありましたが、なかなか基金を取り崩しただけの大きな金額にはなり得ません。残念ながらこれを埋め合わせるだけの税収を確保するということは、今後なかなか難しい状況ではないかなというふうに思います。

27年度は、この予算は私自身も賛成しようと思っておりますけれども、今後については、もう一度事業内容を見直すと、検討するということも必要ではないかなというふうに思いますが、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

来年度の予算査定も1月の中旬ぐらいから1ヶ月半ぐらいかけて綿密に担当課、政策推進

課の課長と綿密に来年度予算も組んだつもりであります。その中においても、まだまだ精査して、月曜日の一般質問でも申しましたように、今からは本当にいろいろな工夫をして、そして保育園のことも話しましたが、そういったことも皆さん方にご協力いただきながら、何とかいろいろな部分で節約をして、そして無駄を省き、費用対効果の面もしっかりと考えて行きながら予算編成を行っていきたいとそのように思っております。本当に貴重なご意見ありがとうございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程聞き忘れたところがありました。

68頁です。毎年聞いていますが、一番下のところ、部落解放同盟鞍手地区協議会144万1千円、解放活動団体150万4千円、負担金、補助金ということで出ています。

前柴田町長の時から減額、または0にするということも含めて協議を重ねて行くというような話でした。徳島町長の今後の考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先だって役場と対町交渉をさせていただきました。私はその中で申したのですが、昨年隣保館の隣保館まつりというのがございまして、私もそこに呼ばれて行きました。

その中で子ども達がいろいろなことを、発表会をやったりとか、地元のおじいちゃん、おばあちゃんが集まられて、私は昭和の時代にいろいろな人達が集まっているいろいろなことを、そういう風景を実は思い出しました隣保館まつりで、対町交渉の中でこういったことは本当に暖かくていいですねという話をしました。

ですから、これにおきましては、私は現状維持でやっていきたいとそのように考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

隣保館、いま地域コミュニティセンターということで、町民全体の物です。この負担金とか補助金といいますか、これにつきましては、特定の運動団体に与えるものであって、そういった隣保館まつりとかというのは当然続けていただきたいし、それとはまた全然別の予算なんです。ですから、そこはやはり地域のコミュニティセンターをもうちょっと充実させるという意味で言えば、そこは予算を付けたりというのはあって、一部の特定運動団体

に対しての補助金というのはおかしいのではないかというふうに思います。

そういった意味で、前町長からこれは引き下げていく、また0にして行くというようなことでの交渉を重ねて行きますというような答弁もありました。

ですから、徳島町長もそういう考えで持って行っていただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

私もまだ勉強不足かも知れませんが、ただいろいろな部分において差別、これは私はあるのではないかと考えております。ですから、そういう意味においては、やはりしっかりと、こういったことには町としては、当然のことながら取り組んで行かなければいけないとこのように考えています。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

私も差別は絶対なくしていかないといけないということは思っておりますし、その方向でも取り組みを進めて来たこともあります。今でもそうですが。

ですけれども、こういう考え方について偏りと言ったらおかしいのですが、いろいろな考え方があるわけです。だけど、その一部の団体に対してだけ、そういった負担金なりを出すということ自体が、はっきり言いますが逆差別という形にもなりかねないのではないかとこのように思います。

差別をなくすという意味では、ここに負担金を出さないといけないという理由はないと思います。もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私はここに、どこにという意味で予算付けをしておるつもりはございません。名称がこのようになっているということで私は認識をいたしておりますし、部落差別だけでなく、いろいろ、大きく言えば人種差別とかいろいろな問題もあります。そういう意味においては、そういったものは根絶していかねばいけないという意味に於いて、私は付けておるつもりでございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

歳出の方で2款の総務費の中で、交際費100万というのが計上されております。これは随分昔に産炭六法とか、そういう時代においては800万ぐらいあったと記憶しております。その後500万とか、この100万であれば、新しい顔を作って精力的にやろうとするには、100万ではどうにもならないのではないかなと私は思っております。

実際のところ100万で十分ということでしょう、100万上げていますから。そうでなくて、折角だったら思い切って活動出来る範囲までは遠慮せずに計上すべきではないかなと私は思います。これは、100万ではどうにもならないのか、遠慮して格好だけ付けているのではないかなと。

その辺が十分であれば、これは十分ですが、これはもう少し活動を精力的にやる意味からして、概算でも300万ぐらい付けて、そして無駄に使わなかったら返せばいいわけですから、最初から何処からか食って行かなければいけない感じになるのではないかと、なかなか補正では難かしいところですから、当初から思い切って、活動するのだという意気込みで付けるべきではないかなと思っております。町長の考えをちょっとお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

本当に有り難い意見でございます。本当にありがとうございます。

ただ、先程から申していますように、非常に厳しい財政状況でありますので、本当お心使いは有り難いのですが今のところはこれで。

私も町長をさせていただきまして2年で、まだまだ結果が見えておりませんので、今一生懸命やっていますので、その結果が出て町がある程度儲けてきたなということになったときに、もう一度考えさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 川野 高實君

久保田正之君。

○9番 久保田 正之君

町長は儲けてからと言われているのですが、儲ける前に投資しないと意味がないのではないかと、儲けたときは何にもいらぬという形になるのではないかなと思います。従って、無理せずに、そんなにむちゃくちゃ付けなかったら結構行動は出来る、誘致合戦もやらなければいけないということであれば、どこかを利用して使っているのではという感じがいたします。機会があれば補正でも十分やって、やるべきではないかなと私は思います。以上です。

○議長 川野 高實君

答弁はいいですか。

○9番 久保田 正之君

いいです。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっています議案第38号は、議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第38号は議長を除く議員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 15時36分

再開 15時51分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を、局長より報告いたします。

○議会事務局長 渡邊 智文君

それでは報告をいたします。

委員長に久保田正之議員、副委員長に原哲也議員、以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第37 議案第39号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第39号は民生産業委員会に付託したいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第39号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第38 議案第40号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第40号は民生産業委員会に付託したいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第40号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第39 議案第41号 平成27年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第41号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第41号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第40 議案第42号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

14頁の工事費ですが、今年度はどこを予定しているのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

本年度の予定は、古月処理分区、木月工業団地の前付近です。新川処理分区、中山西区用地付近。西川処理分区が中山西区、昭和通区、山ヶ崎区、これを予定しております。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第42号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第42号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第41 議案第43号 平成27年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

8頁の修繕料3,200万付いていますが、今年度はオーバーホールだとかという大きな修繕等はないのでしょうか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

今回は古門排水機場の1号機、2号機ポンプのオーバーホールと、新川排水機場の除塵機修繕工事及び応急的な工事が発生した場合の対策費として予算を計上しています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第43号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第43号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第42 議案第44号 平成27年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第44号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第43 議案第45号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第45号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第44 議案第46号 平成27年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第45 議案第47号 平成27年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

24頁、定期水質検査、臨時水質検査とありますが、定期水質検査についてはどのくらいの期間で、年何回ほどやっているのか。

臨時水質検査については、どういう中身なのかを教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

定期水質検査は毎月行っています。臨時水質検査は、はっきりまだ覚えていませんが年に2回程度だったと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

新しく浄水場を、国の適合基準に合致するよとということで工事を行いましたけれども、その後、基準を上回るとかというようなことはなかったのかどうかを教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

お答えいたします。

国の基準を上回ることはございません。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第47号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第47号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第46 議案第48号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第47 議案第49号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第48 議案第50号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第50号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第49 議案第51号及び日程第50 議案第52号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

提案理由を申します前に1点お詫びがございます。

今日、宮若市の方から私が公用車に乗って役場に向かっている途中、新北の辺りで車が突然止まりまして、他の車に迷惑をかけたらいけないということで、後から一生懸命押して車

を避けていましたら、ちょっと議会に来るのが遅れてしまいました。

大変申し訳なく思っております。

それでは提案説明を申し上げます。

日程第49 議案第51号 財産の取得、追認及び日程第50 議案第52号 財産の取得、追認の2件を追加提案するためにあたりまして、ご説明を申し上げます。

財産の取得につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、予定価格が700万円以上の動産の買入に対し、議会の議決を得ることとなっておりますが、今回提出しました2件について、これを経ずに取得しましたこと、深くお詫びを申し上げます。

議案第51号の取得財産は、コミュニティバス2台で、取得価格は4,094万1,333円で、取得目的は鞍手中学校の通学手段の確保及び高齢者等の交通弱者の円滑な移動手段の確保のための購入であります。

契約の相手方は、九州日野自動車株式会社であります。

議案第52号の取得財産は、14人乗りワゴン車2台で、取得価格は756万6,124円で、取得目的は主に鞍手中学校の通学手段の確保のための購入であります。

契約の相手方は、日産プリンス福岡販売株式会社であります。

契約日は、共に平成26年8月13日であります。

法令を遵守すべき行政として、町民並びに町議会の皆様に深くお詫びを申し上げますとともに、今後はこのようなことがないように、チェック体制の強化を図り、適正な事務執行に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上が、日程第49 議案第51号及び日程第50 議案第52号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第52号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第52号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日12日から18日までの7日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 16時05分